平成27年度第2回多治見市介護保険運営審議会議事録

日 時: 平成28年2月4日(木)

 $13:30\sim14:45$

場 所:多治見市役所駅北庁舎 4階第1会議室

出席: 小池恭子委員、田中英次委員、田中勇治委員、宮嶋勇委員、山中克仁委員

渡辺博貴委員 (50 音順)

欠席: 佐藤美智子委員、仲西直治委員、坂野景子委員 (50 音順)

事務局: 纐纈福祉部長、春田リーダー、小栗リーダー、大畑

事務局

定刻となりましたので、ただ今から平成27年度第2回多治見市介護保険運営審議会を開催します。本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本審議会は、委員の過半数の出席で成立することとなっているため、本日の審議会は 成立していることをご報告いたします。また、本審議会の議事録については委員の確認 をいただいた後、発言者名は公表せずホームページ上で公開させていただきます。

なお、本日会長が欠席となりましたため、介護保険法施行規則第9条第4項の規定により、副会長に会長の職務を代理していただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、福祉部長から挨拶を申し上げます。

福祉部長

挨拶

事務局

一配布資料の確認

それでは、これより会長に議事の進行をお願いいたします。

会長

それでは、これより議事に入ります。市長からの諮問事項であります「議題 1.平成 28 年度介護保険事業特別会計予算(案)」について、事務局から説明願います。

事務局

―資料に基づき説明―

会長委員

事務局の説明について、ご意見やご質問はありませんか。

安貝

65 歳以上の方の保険料の負担割合が 21%から 22%になったのはいつからですか。 平成 27 年度からになります。

事務局

1%分はどの部分の割合が減ったのでしょうか。

委員 事務局

40歳から64歳までの方の保険料の負担割合が29%から28%になりました。

委員

平成 28 年度予算案を見てみると、保険料の歳入が平成 27 年度よりも大きく増加するように感じられますが、それだけ 65 歳以上の方が増えるという見込みなのでしょうか。

事務局

65歳以上人口の増加に伴い介護給付費も増えるため、その22%分である保険料収入予算も増加するという形になります。

委員

予算の立て方としては、まず介護給付費を決めて、その費用に対する負担割合から歳 入予算を算出するという方法になりますか。

事務局

そういうことでございます。

委員

平成 27 年度の介護給付費の決算見込みでは、予算よりも 4 億円程少ない費用で済みそうだということですが、平成 28 年度予算における前年度繰越金の額は 4 千万円ほどとなっています。この差はどう考えればよろしいでしょうか。

事務局

予算を立てる段階ではまだ前年度決算額が確定していないため、ある程度の余裕を見て予算計上をすることにより、このような差が出ています。決算を行い繰越金額が確定した場合には、補正予算等で対応していくことになります。

会長

他に質問等はありませんか。

委員

特定入所者介護サービス費の額は、認定要件が厳しくなることにより減額となる見込みとなっていますが、内容としてはどのようなものですか。

事務局

特定入所者介護サービス費とは負担限度額認定のことを言いますが、介護施設を利用した際の食費や宿泊代について、低所得の方に関しては軽減が受けられる制度です。こ

の認定を受ける要件が平成 27 年 8 月の制度改正により厳しくなり、預貯金の額が 1 人の場合は 1,000 万円以下、夫婦の場合は 2,000 万円以下、また、世帯非課税であっても、世帯分離した夫または妻が課税者である場合は対象外となる、という条件が加わることになりました。

委員 事務局 預貯金1,000万円以下というのは自己申告になりますか。

自己申告になりますが、この制度導入とともに市町村に預金調査をする権限が与えられましたので、必要に応じて預金調査を行っており、この調査の結果、対象外となった事例も実際にありました。

会長 事務局 会長 預金調査等はあくまでも負担限度額の申請をした方のみが対象となるものですね。そういうことになります。

他に質問等はありませんか。

それでは、平成28年度介護保険事業特別会計予算(案)について採決します。当議案について替成の方は挙手をお願いします。

一全員挙手一

全員一致ということで、この案件については事務局原案のとおり答申したいと思います。

それでは、次の議題に入ります。「議題 2.多治見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」について、事務局から説明願います。

事務局会長

一資料に基づき説明―

事務局の説明について、ご意見やご質問はありませんか。

一質問なし

それでは、「多治見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」について採決します。当議案について賛成の方は挙手をお願いします。

一全員举手—

全員一致ということで、この案件については事務局原案のとおり答申したいと思います。

次に報告事項に入ります。「報告事項 1.平成 27 年度介護給付費決算見込額」について、 事務局から説明願います。

事務局 会長 一資料に基づき説明―

事務局からの説明について、ご意見やご質問はありませんか。

一質問なし

では、次に、「報告事項 2.総合事業開始に向けた取り組みの概要」について、事務局から説明願います。

事務局

―資料に基づき説明―

ただいまの説明について、質問等はありませんか。

委員 事務局

会長

介護保険法の改正によりこの総合事業は必ずやらなければならないことですか。

要支援認定を受けた方の訪問介護、通所介護が介護保険から切り離されるため、代替サービスは必要になってくると考えています。ただ、同じ内容では意味がないため、基準を緩和したり、地域のボランティア等が担い手となるなど、地域力の推進が必要になってきます。平成28年度はその準備期間となります。

委員 事務局 委員 その活動の中心となるのが、地域包括支援センターということでよろしいでしょうか。 その通りでございます。

市敦巳

地域包括支援センターの役割がより大きくなってきますね。

事務局

それも踏まえ、平成 28 年度からは 1 箇所増設し 5 箇所の地域包括支援センターの体制とします。

委員

福祉活動推進事業として、サロン活動の支援が上がっていますが、今現在はひと月単位での補助対象となっていますが、総合事業においては実施した回数に応じた補助形式となると考えてよろしいですか。

事務局

その通りです。週何回なり月何回なり定期的に定着したものとして実施していただけ

会長

れば、総合事業の制度の中に取り込むことができると考えています。

他に質問等はありませんか。

一質問なし

本日の議題・報告事項は、以上ですべて終了となります。

それでは、これをもちまして平成27年度第2回介護保険運営審議会を終了します。ありがとうございました。